

様式第1号

令和3年 5月 28日

北海道知事 殿

一般財団法人 志星学園  
理事長 大野 弘機

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	北海道歯科技術専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	北海道北広島市中央3丁目4番地1
学長又は校長の氏名	岩崎 佳治
設置者の名称	一般財団法人 志星学園
設置者の主たる事務所の所在地	北海道北広島市中央3丁目4番地1
設置者の代表者の氏名	大野 弘機
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を

取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	総務部 白川 満久	011-372-2457	mshirakawa@hokkaidoden taltec.ac.jp
第2号の1	教務部 澁谷 聰	011-372-2457	shibuya@hokkaidodental tec.ac.jp
第2号の2	総務部 白川 満久	011-372-2457	mshirakawa@hokkaidoden taltec.ac.jp
第2号の3	教務部 今村 幸四郎	011-372-2457	imamura@hokkaidodental tec.ac.jp
第2号の4	総務部 藤倉 啓子	011-372-2457	toukura@hokkaidodental tec.ac.jp

○添付書類

※以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

**その他**

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	北海道歯科技術専門学校
設置者名	一般財団法人 志星学園

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	△14,226,168 円
申請2年度前の決算	円	円	△39,389,360 円
申請3年度前の決算	円	円	△22,765,749 円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	323,616,086 円	1,922,535 円	321,693,551 円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	120 人	50 人	41%
前年度	120 人	56 人	46%
前々年度	120 人	73 人	60%

(IIの補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

備考この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北海道歯科技術専門学校
設置者名	一般財団法人 志星学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	歯科技工士学科	夜・通信	23 単位	6 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	北海道歯科技術専門学校
設置者名	一般財団法人 志星学園

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校評価委員会
役割	教育内容・学修成果など客観的に公正な評価をし、評価結果を教育活動や学校運営などの改善に有効に生かしていくこと。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
北海道大学病院 生体技工部	2020.4.1 ~ 2023.3.31	卒業生
(有) デンタルサプライ千歳ラボ 所長	2020.4.1 ~ 2023.3.31	卒業生
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北海道歯科技術専門学校
設置者名	一般財団法人 志星学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表すること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

科目担当によりシラバスを作成し、その内容（授業計画、到達目標、成績評価方法等）を担任会議で検討後、教職員会議にて報告。

学生へは、年度の始業時にシラバスを配布し説明を行う。

授業計画書の公表方法 <https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与える、又は、履修を認定すること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学科試験は各科目100点満点中60点以上を合格とし、実習及び実技はシラバスに記載の評価基準によって、レポートや製作物の評価を行う。

(学則第15条)

学生へは、年度の始業時に学則を配布し説明を行う。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

優（100～80点）・良（79～70点）・可（69～60点）・不可（59

点以下）の四段階評価で行う。（学則別表第3）

学生へは、年度の始業時に学則を配布し説明を行う。また、試験毎に学生へ成績表を配布し、各科目の得点やその平均点及び総合成績の序列を示す。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>
----------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学生が教育指導計画に従って授業科目を履修し、且つ各試験に合格し、その成果が満足できると認められたときは、各学科の課程の修了又は卒業を認定する。（学則第16条）

卒業の認定は教職員会議にて議決される。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>
----------------------	---

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北海道歯科技術専門学校
設置者名	一般財団法人 志星学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>
財産目録	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>
事業報告書	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		専門課程	歯科技工士科		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
	昼	1学年 960 時間/35 単位 2学年 975 時間/27 単位 合計 1935 時間/62 単位	講義 390 時間 /26 単位 単位時間 /単位	演習 60 時間 /2 単位 単位時間 /単位	実習 45 時間 /1 単位 単位時間 /単位
2年				実験 単位時間 /単位	実技 1440 時間 /33 単位 単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
120人		50人	0人	5人	8人
					13人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 科目担当によりシラバスを作成し、その内容（授業計画、到達目標、成績評価方法等）を担任会議で検討後、教職員会議にて報告。 学生へは、年度の始業時にシラバスを配布し説明を行う。
成績評価の基準・方法
(概要) 優（100～80点）・良（79～70点）・可（69～60点）・不可（59点以下）の四段階評価で行う。（学則別表第3） 学生へは、年度の始業時に学則を配布し説明を行う。また、試験毎に学生へ成績表を配布し、各科目の得点やその平均点及び総合成績の序列を示す。

卒業・進級の認定基準			
(概要) 進級・卒業判定は次の条件に基づいて教職員会議により決定される。			
(1)平素の授業態度の良い者			
(2)所定の科目を履修し合格点(60点以上)を取得した者			
(3)厚生労働省歯科技工士養成所指定規則に定める履修単位数を満たしている者			
学修支援等			
(概要) ①特待生制度			
・制度内容 成績優秀者に対して、入学金の全額、半額、または一部を免除する。			
・申請資格 a. 受験希望年度の3月以降に高等学校を卒業見込みの者。 b. 学習成績概評が3.2以上の者。 c. AO入試、指定校推薦入試、推薦試験を受験する者。			
・試験内容 適性試験、実技、面接、書類審査			
・試験日 第1期入試日に選考試験を実施する。			
②子弟優遇制度			
・優遇内容 a. 入学検定料の免除 b. 入学金から5万円を減免			
・申請資格 a. 本校の卒業生、または在校生の御子弟で出願資格に該当する者。※特待生制度と併用不可			
③奨学生による授業料月分納制度			
・制度内容 ※日本学生支援機構奨学生の予約採用内定者に限ります。 入学後日本学生支援機構により振込まれる奨学生を学費の分割納入に充てる ことができます。			
分納制度が適用されるのは入学金(55万円)とその他の費用(教科書代、白衣代等)を除く、2年間の学費(授業料+実験実習費)の合計230万円です。			
④企業奨学生制度			
・制度内容 企業が修学に必要な資金の一部を貸与し、優秀な学生を支援する制度です。入学後の申請、審査となります。詳細はお問合せください。			
⑤保険 学生生活及び実習中の事故や怪我、感染事故等の治療費や、損害補償責任を負った場合の補償等に対応する保険・補償制度へ加入している。			

卒業者数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29人 (100%)	8人 (27.6%)	19人 (65.6%)	2人 (6.8%)
(主な就職、業界等) 歯科技工所			
(就職指導内容) 適切な求人票を掲示し斡旋、実技試験・面接試験の指導			

(主な学修成果（資格・検定等）)  
歯科技工士免許取得

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
50 人	2 人	4%

(中途退学の主な理由)

進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

修学状況により定期的に面談を実施し、学生の抱える問題や不安要素のヒアリングと  
その解決策を教務部全体で立案し学生のサポートを行っている。

また、場合によって父母との面談も実施している。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科技工士科	550,000 円	870,000 円	280,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 年に1回学校評価委員会を実施し、就職状況、進学状況、学生の出席状況、留年及び退学者、国家試験の結果、教職員の自己評価等について評価し、今後の学生教育に役立てるよう教務部長が主となり次年度以降実施していく。また、評価委員会の構成は定数を2名以上とし学校長が委嘱するものとする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
北海道大学病院 生体技工部	2020.4.1～2023.3.31	卒業生
(有) デンタルサプライ 千歳ラボ 所長	2020.4.1～2023.3.31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/">https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/disclosure/</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.hokkaidodentaltec.ac.jp/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	一般財団法人 志星学園
設置者名	北海道歯科技術専門学校

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		一人	一人	一人
内訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				一人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人		0人	0人
計	人		0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	一人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	一人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。